

(9) 学校、家庭、地域の教育力の向上を目指した指定校変更

千葉県松戸市

1 地域の概要

松戸市は、千葉県北西部に位置し、西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区・埼玉県三郷市に隣接し、都心から約20km、電車で約30分の距離にある。市内をJR常磐線(営団地下鉄千代田線と相互乗り入れ)、JR武蔵野線、新京成電鉄、東武鉄道、総武流山電鉄、北総開発鉄道の6本の鉄道が走る首都圏の住宅都市として発展してきた。

人口は約484,000人、世帯数約21万世帯と昭和30年後半から急増してきた。現在、小学校数44校、中学校数20校、児童・生徒数は約37,000名である。



2 制度の概要

(1) 経緯

本市の学校選択に係る制度は、平成16年度より導入されたが、その基本的理念は「松戸市教育改革市民懇話会」の最終報告を基本としている。同報告では「教育に関する市民の評価・意見が教育行政及び学校運営に反映されるシステムを作ることが望まれる」とされ、具体的に学校選択を制度として導入することを提言している。保護者が、子どもの進むべき学校を選択することを通して学校評価を行い、自己決定・自己責任という理念に基づいて、学校に意見を述べ、そのために学校は自校の実践について情報を提供し、説明責任が求められるというシステムである。

同報告を受けて作成された教育改革アクションプランでは、学校選択に係る制度は教育改革の基盤整備の一つとして位置づけられた。

(2) 基本理念

学校が積極的に自らの課題と向き合い、その解決に取り組むことが学校の特色につながる。また、保護者・児童生徒がその特色を踏まえ、学校を選択することは重要である。学校が情報を公開することが前提となるとともに、市民にも責任を含めた選択能力が必要となり、それを育てることが自治体を支える市民を育てることにもなる。つまり、学校選択は学校と同時に保護者である市民も成長していくためのシステムであると考えている。

選択範囲は全市ではなく、通学区域外からの通学実態や、児童生徒の発達段階と行動範囲の安全性等を考慮し、隣接する通学区域までの範囲内で徒歩により安全に通学できることを条件とした。このことは、この制度を導入し、通学区域を拡大しすぎることで地域と学校とのつながりが壊れるのではないかという懸念を考慮したことにもなっている。

このように、松戸市の学校選択は学校間の競争に基づいて学校の活性化を図り、保護者や児童生徒の選択の自由を拡大するためのものではない。学校・家庭・地域の教育力の向上とともに、家庭と学校が一体になった学校づくりを目指すために実施するための通学区域の弾力化であると考えられる。

3 事務の流れ

通学区域外の学校に入学を希望する者に対しては、教育委員会で定める特定の理由によるものと、それ以外の理由によるものとで異なる対応をしている。それらの手続は、

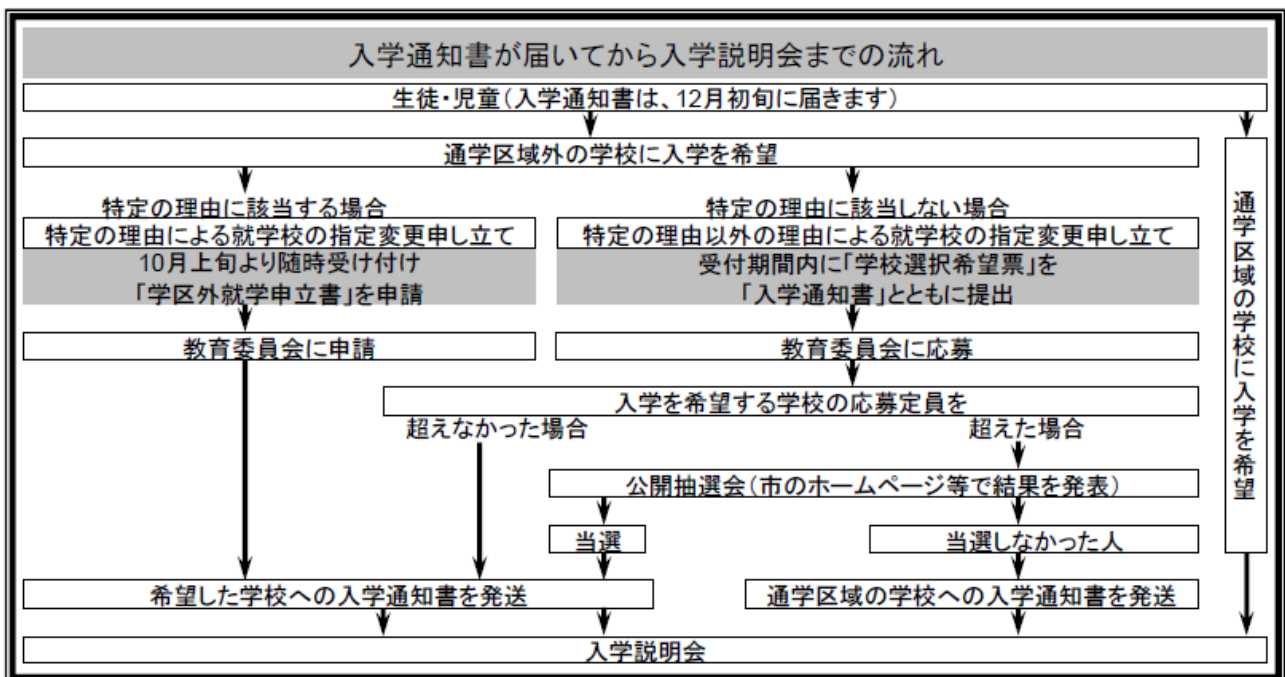
表1の流れで申請手続きを進めていくが、市広報誌やホームページ、そして保育園、幼稚園、小学校に保護者向けパンフレット配布を依頼するなど周知に努めている。

また、各小中学校では、学校公開期間を設けて、授業や行事の公開・学校の概要等の説明会などを行い、保護者に各学校の教育活動の実態や学校経営の情報を提供している。

〈教育委員会で定める特定の理由〉

理 由	必 要 な 添 付 書 類 等
通学区域外に転居が決まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・転居予定先の住所及び転居予定日のわかる書類（建築確認書、契約書等） ・新入学通知書（手元に届いているとき）、印鑑
（小学校入学児童が対象） 保護者が働いているため、親戚等に預けなければならない	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の在職（就労）証明書（勤務時間、勤務日等が記載されているもの） ・親戚等に預ける場合 1 預かる人の住民票又は預け先の住所を確認できるもの 2 保護者が迎えに来るまで、「責任を持って児童を預る」旨の承諾書等（任意様式） ・新入学通知書（手元に届いているとき）、印鑑
（小学校入学児童が対象） 帰宅時、保護者が不在のために保護者の職場に帰宅させなければならない	<ul style="list-style-type: none"> ・商店等の住所のわかる書類（営業許可書、法人登記事項証明書等） ・新入学通知書（手元に届いているとき）、印鑑
病気等により指定通学区域の学校への通学が難しい	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書又はこれに準じるもの ・新入学通知書（手元に届いているとき）、印鑑
兄弟と一緒に通学させたい	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学通知書（手元に届いているとき）、印鑑
平成 21 年 4 月 1 日に通学区域を一部変更した六実第三小学校と六実中学校のうち、別途定める区域（※省略）に住んでいて、高木第二小学校・第四中学校へ入学したい（平成 25 年度末まで実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学通知書（手元に届いているとき）、印鑑

〈表 1〉



4 新入学児童・生徒の状況

・小学校（平成21年度現在 対象校44校）

〈表2〉

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特定の理由による 申立利用者	220人 5.1%	267人 6.1%	252人 5.8%	240人 5.4%	224人 5.3%	215人 5.0%
上記以外の理由に よる申立希望者	185人 4.3%	198人 4.6%	248人 5.7%	279人 6.3%	308人 7.3%	311人 7.3%
合計	405人 9.3%	465人 10.7%	500人 11.6%	519人 11.7%	532人 12.5%	526人 12.3%
入学予定者数	4,348人	4,346人	4,322人	4,419人	4,248人	4,280人

・中学校（平成21年度現在 対象校20校）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特定の理由による 申立利用者	140人 3.8%	115人 3.2%	88人 2.5%	106人 2.9%	82人 2.3%	119人 3.0%
上記以外の理由に よる申立希望者	391人 10.6%	345人 9.5%	402人 11.5%	512人 13.8%	447人 12.3%	482人 12.3%
合計	531人 14.4%	460人 12.7%	469人 13.4%	569人 15.3%	480人 13.2%	562人 14.4%
入学予定者数	3,681人	3,620人	3,508人	3,718人	3,644人	3,912人

5 実績と傾向

平成16年度の開始以降、本市では小学校3校、中学校1校の統廃合が行われ、その影響のためか数値の変動があるものの、特定の理由以外の理由による就学校の指定変更について、小学校では開始当時より、3ポイントアップの7%台、中学校は2ポイント弱アップの12%台が利用されており、増加傾向にある。制度を利用する保護者が少しずつ増加している。なおこの間、中学校において「受け入れ可能数」を超え抽選を行った学校が1校あり、同校は平成18年度より4年続けての抽選となっている。「希望者」の数値には抽選で選外になった保護者も含まれている。

表2の「特定の理由による申立利用者」及び「上記以外の理由による申立希望者」の合計において小学校では開始当時より3ポイントアップになっているが、保護者は「通学の安全」を最も重視しており、また自宅からの通学距離や友人関係の安定を判断材料にしており、実施したアンケートにおいても高率を示している。これらが制度利用の条件となっているものと考えられる。

*「受け入れ可能数」は、学校経営方針や余裕教室の多寡等の条件を考慮し、各校長が決定する。

6 評価等

平成16年度、平成19年度及び平成21年度において、保護者対象にアンケートを実施し検証を行ってきている。平成21年度は、市内小学校44校、中学校20校の全1年生の保護者を対象とした悉皆調査を行っていている。小学校1年生全児童（4,251人）、中学校1年生全生徒（3,868人）に配布し、回収率は89.4%であった。なお、アンケート集計結果の詳細については、本市の教育委員会ホームページに掲載している。集計結果からは、以下のことが読み取れる。

(1) 松戸市が定めた特定の理由以外の理由による就学校の指定変更制度は、平成16年度の開始より回答者の90%弱の保護者の方に肯定的に受けとめていただ

おり、この結果は3回の調査で増加傾向を示している。

- (2) 学校見学・学校説明会に行った割合と、それが参考になったと答えた割合が増加しており、全体的に、学校教育方針・内容・状況をよく理解した上で学校を選択する傾向が更に強まっていると考えられる。(61.3%(平成16年度)→75.8%(平成21年度))
- (3) 中学校においては、「特定の理由以外の理由による就学校の指定変更制度が学校と保護者の理解・協力体制を深める」と考える保護者が増えてきている。(27.2%(平成16年度)→32.3%(平成21年度))

本市の制度導入のねらいは、学校を選ぶ範囲に条件はあるものの、学校決定に保護者の意思を組み入れ、保護者の選択と学校参加により、保護者と一体となった学校づくりをすすめていくことにある。このことについて、この6年間において、新入学保護者への調査でも特定の理由以外の理由による就学校の指定変更制度の利用の有無にかかわらず、同制度があることを良しとする割合は、上記のとおり高い評価を受けており、また、学校見学・学校説明会に行った割合とそれが参考になったと答えた割合も増加している。選択できるという制度が、保護者に学校の内容を見てみようという望ましい傾向が出てきたと考えている。つまり、子ども・保護者の学校の教育内容に対する意識が高まり、学校の選択を決断するという意味が出て来ている。一方、学校は、保護者の期待するものを的確にとらえた経営を実践することにより、質の高い教育を子どもたちに提供していくことになる。そのことが学校の自立を促すとともに、子どもたちにとってプラスとなる特色ある学校づくりに働いていると考える。

今後も、保護者の根底にある願いを受けて、成果を導き出せるよう検証を行いつつ、現在の方針を継続する考えでいる。

— 本事例の問い合わせ先 —
松戸市教育委員会 学務課
TEL 047-366-7457